

採用活動における面談・連絡ガイドライン

制定日：2026 年 10 月 1 日

管理部門：HR 未来戦略室

1. 目的

当社は、採用活動において求職者等に対するハラスメントの防止および相互に尊重し合える健全なコミュニケーション環境の維持に努めます。

本ガイドラインは、採用活動に関与する者が適切な対応を行うための基本的な考え方および行動指針を定めるものです。

2. 対象者

本ガイドラインは、採用活動に関与するすべての役職員（役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員その他当社の指揮監督下で採用活動に従事する者）を対象とします。

3. 定義

本ガイドラインにおいて「求職者等」とは、応募者、応募を検討している者、インターンシップ参加者、会社説明会参加者、OB・OG 訪問者、リクルーター面談参加者および内定者をいうものとします。また、本ガイドラインにおいて「面談」には、採用選考に係る面接を含むものとします。

4. 適用範囲

本ガイドラインは、面談（採用選考に係る面接を含む。）、会社説明会その他の採用選考過程のほか、OB・OG 訪問、リクルーター面談その他求職者等との接点におけるすべての採用活動に適用するものとします。

5. 面談の実施

【時間】求職者等との面談は原則として会社の業務時間内に実施します。

【場所】会社の会議室、応接室、その他面談室、学校構内、ハローワーク内、または会社が認めたオンラインツールを基本とし、個人宅や密室性の高い場所での対面面談はいたしません。

6. 面談時の対応体制

求職者等との面談、その他の個別対応は原則として複数名で実施するものとします。やむを得ず 1 名で対応する場合は、事前に上長へ共有するなど透明性の確保に努めます。

また、採用活動において実施した面談、会社説明会その他求職者等との主要な接点については、会社の定める方法により記録を作成し、一定期間保存するものとします。

7. 連絡手段の利用

求職者等との連絡は、会社が指定または承認したメールアドレス、電話番号、採用管理システムその他の連絡手段を利用するものとします。個人 SNS（LINE、Instagram、X その他これらに類するサービスを含む。）、個人メッセージアプリその他会社の管理下でない私的な連絡手段による連絡は行わないものとします。

8. 服装および身だしなみ

採用活動に関与する役職員は、清潔感のある服装および身だしなみを心掛けます。過度にカジュアルな服装や誤解を与えるおそれのある服装は避けます。オンライン面談においても服装や背景環境に配慮します。求職者等の服装、容姿その他の外見に関して、過度な評価や業務上必要のない私的なコメントは行いません。

9. 採用活動における留意事項

採用活動に関与する役職員は、私生活に過度に踏み込む質問、採用選考への影響を示唆した私的な誘い、威圧的な態度や人格を否定する発言、容姿や性別に関する不適切な発言等を行わないよう十分留意するものとします。

また、採用選考に必要な個人情報に関する質問は行わないものとします。特に、家族構成、親族の職業・勤務先、家庭環境、思想信条、宗教その他本人の適性および能力と関係のない事項について質問してはなりません。

10. 相談・報告

採用活動に関するハラスメントや不適切な対応について相談または報告を受けた場合は、事実関係を確認した上で、相談窓口において迅速かつ適切に対応するものとします。

11. 相談窓口

採用活動に関するハラスメントその他不適切な対応に関する相談（苦情を含む。）窓口担当者は、次のとおりとします。なお、相談対象者が相談窓口担当者である場合は、当該担当者以外の相談窓口担当者が対応するものとします。

【担当部署】

- ・ HR 未来戦略室
- ・ 総務部

【相談方法】

電話または電子メールによる相談を受け付けるものとします。

・電 話：0836-32-2377

・メール：harassment@siy.co.jp

当社は、相談者および相談内容に関するプライバシーの保護に努めるものとします。

12. 役職員への周知・教育

当社は、採用活動に関与する役職員に対し、本ガイドラインの周知および必要な教育を実施するものとします。

13. 求職者への周知および不利益取扱いの禁止

当社は、相談窓口その他必要な事項を求職者等に周知するものとします。

ハラスメントに関する相談、報告または調査への協力を理由として、求職者等に不利益な取扱いを行わないものとします。

14. 禁止事項

採用活動に関与する役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 求職者等に対する性的な言動その他のセクシュアルハラスメントに該当する行為
- (2) 採用選考への影響を示唆した私的な誘い、交際の要求または不適切な接触を行う行為
- (3) 威圧的な言動、人格を否定する発言その他のハラスメントに該当する行為
- (4) 採用選考に必要な個人情報を取得し、または利用する行為
- (5) 求職者等の個人情報を業務目的以外に利用し、または正当な理由なく第三者に提供する行為
- (6) 求職者等との連絡において、会社が指定または承認した連絡手段以外の私的な連絡手段を利用する行為
- (7) その他、求職者等の人格および尊厳を損なう不適切な行為
- (8) その他、「ハラスメント防止規程」に違反する行為

本ガイドラインに違反した場合は、就業規則その他社内規程に基づき必要な措置を講ずることがあります。

15. 他規程との関係

本ガイドラインに定めのない事項については、「ハラスメント防止規程」その他の社内規程に従うものとします。

16. 改訂

本ガイドラインは、法令の改正、社会情勢の変化または当社の必要に応じて見直しおよび改訂を行うものとします。